

平成18年6月14日

法 務 省

センチュリー債権回収株式会社に対する行政処分について

センチュリー債権回収株式会社(注)については、債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づく立入検査を実施した結果、

同社の業務運営体制及び法令遵守体制について不備が確認され、同社の業務執行を決する取締役会及びその職務執行を監査する監査役が、その本来求められる機能を喪失し、その結果、債権管理回収業の適正な遂行を確保するために必要な法令遵守の体制が欠如し、法第5条第8号に規定する「債権管理回収業を適正に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」に該当することとなったと認められたので、

平成18年6月14日、法第24条第1項第1号の規定による業務停止命令を発した。（処分の概要は別紙のとおり。）

(注) センチュリー債権回収株式会社

法務大臣許可第56号

本店；東京都千代田区大手町一丁目1番3号

代表者；山 中 正（やまなか ただし）

営業許可年月日；平成13年10月1日

問合せ先 法務省大臣官房司法法制部

審査監督課（サービサー担当）

電話（代表）03-3580-4111

（内線）5914，5915

行政処分の概要

平成18年6月21日から同年8月20日までの間、すべての営業所又は事務所における、次に掲げる業務を除く業務の全部を停止すること。

- (1) 弁済の受領に関する業務(弁済に必要な文書等の交付に関する業務を含む。)
- (2) 訴訟又は調停に応ずる業務
- (3) 法務大臣が特に必要と認めた業務

1 業務停止を命ずるに至った経緯

被処分会社の業務運営体制及び法令遵守体制について、次のとおり不備が確認され、業務執行を決する取締役会及びその職務執行を監査する監査役が、その本来求められる機能を喪失し、その結果、債権管理回収業の適正な遂行を確保するために必要な法令遵守の体制が欠如しており、法第5条第8号に規定する「債権管理回収業を適正に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社」に該当することとなったと認められた。

(1) 違法・不当な株券の作成と交付

被処分会社の発行済株式総数は1万株であるが、平成17年5月ころ、被処分会社の当時の代表取締役は、この発行済株式1万株のほかに、取締役会決議を経ずに、また、およそ新株発行手続をとることのないまま、1万株分の株券を新たに印刷して作成した。この1万株の株券は、それが表章すべき株式が発行されていないものであるため、およそ株式を表章したものとは言えないものであるところ、被処分会社の当時の代表取締役は、同年6月ころから12月ころまでの間、被処分会社の債権者2名に対し、この1万株の株券を、真正なものと偽って、被処分会社の貸金債務の担保として、交付していた。このことは、被処分会社の取締役会及び監査役が、その本来求められる機能を喪失し、被処分会社の適切な業務遂行を確保する組織となっていないことを如実に示している。

(2) 違法・不当な金銭の借入れ

被処分会社は、少なくとも平成16年11月から平成17年11月までの間、取締役会決議を経ずに、当時の代表取締役が会社を代表して、総額11億500万円にも上る多額の金銭を借り入れていた。このような行為が当時の代表取締役により行われたことは、前(1)と同様、被処分会社の取締役会及び監査役が、その本来求められる機能を喪失し、被処分会社の適切な業務遂行を確保する組織となっていないことを如実に示している。

2 命令発出年月日

平成18年6月14日

なお、同日、上記業務停止命令と併せて、取締役会及び監査役の機能を確保するための抜本的な方策を講ずること等を求める業務改善命令を発した。